

9/28  
平成

# 75歳以上保険料上げ検討

## 厚労省 低所得者らの特例廃止

厚生労働省は二十七日、七十五歳以上の後期高齢者医療制度で、低所得者九百六十六万人の保険料を最大九割軽減している特例を廃止し、二〇一七年度から段階的に保険料を引き上げる方向で検討に入った。法令で定める軽減幅は最大七割で、現在は税金を使ってさける医療費を賄うため高齢者にも負担を求め、世代間での公平性を高めるのが狙い。

政府は一七年度から特例軽減を原則的に廃止する五一五年にいつたん決定していたが、消費税増税の再延期のおりで扱いが宙に浮いていた。厚労省は年末の予算編成に向け、詰めの議論に入りたい考えだ。ただ保険料負担が約五倍

に増える人もいることから、高齢者の反発を懸念する与党から異論が出る可能性もあり、調整は難航しそうだ。

厚労省は二十九日に開く審議会で「激変緩和措置を設けつつ、原則的に（法令上の）本則に戻していくべきではないか」と提案し、

後期高齢者医療の保険料の定額部分を二・七割軽減すると法令で規定されているが、予算措置で最大九割引きにする特例がある。また、74歳まで会社員や公務員の扶養家族だった人には5年間で月5659円（見込み）。低所得者については保険料の定額部分を二・七割軽減すると法令で規定されているが、予算措置で最大九割引きにする特例がある。また、74歳まで会社員や公務員の扶養家族だった人には5年間で月5659円（見込み）。

人は75歳から2年間だけ5円と地方負担百五十九億円を投じ負担を軽くしている。2008年度に後期高齢者医療制度がスタートした際、高齢者の反発をかわそうと自公政権が特例軽減を導入した。特例に充てた国費は16年度までの累計で7243億円。

扶養家族だった人の場合、現在月三百八十円の保険料が特例廃止により最大で千八百九十九円と五倍増となる。ただ、所得に関係なく特例が適用される上、一人暮らしを続けてきた人々は対象外で不公平との指摘もある。

議論を求める。  
特例軽減の対象は七十五歳以上の約千六百万人のうち

所得が低い七百四十七万ひと、七十四歳まで会社員らに扶養されていた百六十